

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：江南市立あずま保育園	種別：保育所
代表者氏名：真野 佳子	定員（利用人数）：１２５名（１１３名）
所在地：愛知県江南市宮後町出屋敷４６番地	
TEL：０５８７－５４－３４０１	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和５３年 ４月 １日	
経営法人・設置主体（法人名等）：江南市	
職員数	常勤職員： ９名
専門職員	（園長） １名
	（保育士） ２０名
	（保育補助） ３名
施設・設備の概要	（居室数） ７室
	（設備等）冷暖房完備・医務室
	遊戯室・水遊び場・トイレ
	調乳室・手洗い場

③理念・基本方針

★理念

一人ひとりの子を大切に保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す。

★基本方針

保育方針「豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子ども」を育てる。

④施設・事業所の特徴的な取組

・園内に花壇や藤棚、桜、くろがねもちなどの木があり、食育や季節感のある保育を行っている。毎年、年少児は、チューリップの球根を植えたり、年中児は春に獲れる野菜の種や苗を植えている。年長になると育ててみたい野菜を話し合っ決め、ほとんどのものを栽培する。収穫したものは、給食やおやつに入れてもらったり、クッキングに使ったりする。作り手の調理員との交流をはかり、楽しくおいしく食べられるような工夫をしている。

・和太鼓は、本園の伝統となっており、毎年、子どもフェスティバルや卒園式などで、和太鼓を取り入れた発表をしている。卒園の頃には、体幹もしっかりとし、和太鼓への意欲もより高まる。

・絵本の読み聞かせや絵本を通しての遊びの展開を大切にし、子どもが絵本の世界を楽しみ、心を動かす経験ができるようにしている。一日、1冊以上は、絵本の読み聞かせをし、保護者にも降園時に知らせている。

・子どもたちが様々な人との関わりを通して、心豊かに育っていくよう地域とのかかわりを大切に様々な地域交流や世代間交流をおこなっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 6月20日（契約日）～ 平成31年 2月14日（評価決定日） 【平成30年 8月22日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園運営について

市の保育理念に沿った園独自の活動方針を職員とともに策定し、日々の保育が実践されている。発生した問題点や課題に対しても、職員と十分な話し合いの場を持ち、迅速かつ慎重・丁寧に対応している。園として決定したことは、具体的な活動やルールに落とし込み、「地域の子育て支援の基地」となるような園を目指している。

◆地域交流

地域住民の協力を得た畑耕作やお茶のお稽古等の養育があり、老人福祉施設への訪問、盆踊りやおもてなし会等では不特定の地域住民を園に招いての交流がある。子どもが練習を重ねた和太鼓演奏を、保育フェスタ等の園外で披露して交流する等、地域交流の活動範囲も広がっている。また、小・中学校から福祉体験・職場体験・家庭科実習等の生徒を受け入れ、学校教育の一環を担う活動となっている。

◆職員の共通意識

理念や基本方針を実現するために、具体的な保育目標を定めて保育の実践に努めている。こどものエピソード記録から話し合いを深めたり、子どもたちが課題や疑問を感じた時には、子ども自らが考えて答えを見つけられるように見守ったり、アンガーマネジメント研修によって自分たちがどう行動すると良いかを学びあう機会を持ったりしている。また、話し合いを重ねることで、職員それぞれが自己の保育を振り返る機会としている。それらの多面的な方法で職員同士が共通意識を持ち、理念や基本方針の実現を目指す、方向性の定まった保育の実践につなげている。

◇改善を求められる点

◆事業計画の到達点の設定を

事業計画の策定においては、その活動の評価をするためにも到達点を明確にしておく必要がある。必ずしも数値目標とする必要はないが、「この活動でこのようになる」という様な、その活動の到達点を明確にしておくことが望まれる。可能なものに数値目標を設定しておけば、期(年度)の途中での進捗評価(計画の遅延の把握)にも活用できる。

◆「保育の手引(1～34)」と保育現場のすり合わせ(検証)

「保育の手引(1～34)」が毎年見直しをされているが、保育現場での意見がどのように集約され見直されているか、また、活用方法や実践の保育でどのように活かされているか、の検証が十分ではない。例えば、以前のアレルギー事故を例にとると、その時点(事故発生時)で“マニュアル検証”が必要となる。事故を引き起こすこととなった原因を生じさせないための“防止策”がマニュアルに記載されていたか、否か。記載されていなかったのであれば、再発の防止のためにマニュアルを改定し、“防止策”を追記しなければならない。記載されていたのであれば、マニュアル通りの手順が踏まれたか、否かである。手順通りに行っていて事故が起きたのであれば、マニュアルに不備があることになり、即座にマニュアルの見直し・改定を実施しなければならない。一方、手順が踏まれなかったのであれば、教育・研修のニーズにつなげていく。職員研修を行い、他のマニュアルをも含めたマニュアルの読み合わせを行ったり、職員に対してコンプライアンス(きまりやルールを守ること)の重要性を再認識させなければならない。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

丁寧な第三者評価機関のコメントにより、新たな視点を知ったり、改善にむけての方向性が明確になった。よい点は伸ばし、また改善が必要な点は、改善計画に従って市の保育園全体で共有できるようにし、共に考え、改善を進めていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
市の保育理念・保育方針に沿った園の目標を保育目標として、職員との話し合いによって決定し、日々の保育に努めている。保護者や入園希望者に対しては、ホームページやパンフレットをはじめ園内便りや保護者参加行事の際に説明されている。保護者に対しては、日々の保育活動をはじめ、各行事の際の挨拶文に掲載する等、「理念～方針～保育目標」の浸透を図っていくことが望まれる。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
市の園長会や「江南市こども子育て会議」において、市の保育課からの地域の人口推移や各社会福祉施設利用者等の統計等を用いて現状分析を行い、各園で情報共有している。地域社会の中での保育園の存在意義や求められるニーズ・期待を利用者アンケートや利用状況から把握し、各園で情報共有するとともに、必要に応じて園の運営課題として改善・対応していくことが望まれる。			
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	⑨ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
人員確保、地域交流、送迎対応、支援の必要な子どもや保護者への対応等、園長は園運営に関する外部・内部の課題を明確に把握している。人材確保に関しては市の保育課、送迎対応に関しては保護者会、地域交流に関しては地域住民等、職員をはじめ、関連する人々の協力を得ながら具体的な取り組みや改善活動を行っている。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	⑨ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市が中・長期計画として「子ども子育て支援計画」を策定し、保育内容、職員体制、施設設備等に予算配分される。昨年度は、中間見直しとして近隣保育園では加配枠の調整等が実施されている。公立園であるため事業計画策定は市の主管となるが、施設設備の状況や周辺地域の保育環境等を分析し、優先順位をつけて予算を獲得している。			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
行事計画を中心に、市の事業計画に基づいた単年度の事業計画が策定されている。各計画にはそれぞれ、目的や活動・実施事項・成果が記録されているが、到達点(数値目標)が設定されていない。計画は目標(到達点)を達成するために策定するものであり、活動過程や結果を評価するための到達点を設定しておくことを期待したい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
各行事計画が中心となるが、行事の準備期間から時系列的な作業確認表を用い、職員間で調整・協力して計画実行していく体制ができている。行事後には、職員会議や夕礼等を利用して職員を含めた評価・分析している。各会議や夕礼等すべての職員が参加できないため、意見収集に課題を持っている。集合して話し合うだけでなく、ITネットワークを利用する等、意見収集の工夫を望みたい。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
事業計画の内容は保護者会をはじめ、園便りや定期的な資料配付により保護者等に周知している。各行事の開催前には、地域住民にも認知できるように掲示版や外壁フェンスに開催行事の案内を掲示する等、保護者や地域住民への周知活動を継続している。また、必要に応じて直接口頭で説明や働きかけを行う等、保護者等への理解に努めている。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの利益となるような活動(動き)ができているか?、機能しているか?、という観点で、保育の質の向上に努めている。今回、初めての第三者評価を受けるに際し、職員全体で自己チェックを行い、改めて「保育の質」が何かを認識し、改善の気づきも多くあった。評価結果を基にした改善や職員一人ひとりの「保育自慢」の発表等の活動を継続的にを行い、保育の質の向上を図っていくことが望まれる。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
今回の第三者評価の結果も含め、市の園長会で他園での第三者評価結果に基づく改善を検討し、取り組むべき課題に優先順位をつけ順次対応している。園で対応すべき項目については、職員会議等を利用して他園での対応等も参考にしながら、職員全員で計画的に改善に向けた活動を継続していくことが望まれる。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
市が作成した「職務分担表」により各職員の役割は明確となっており、市の新任研修で新任職員に伝えられている。その他、災害・事故などの緊急時の対応体制もマニュアル・手順書で明記されている。「職務分担表」に役割は明記されいるが、権限及び責任が明確には記載されていない。マニュアル・手順書を含め、それぞれの「役割・責任及び権限」を明確にしていることが望まれる。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
市の法令遵守の徹底に基づき、全職員が「コンプライアンスチェックシート」により確認をしている。「保育所保育指針」の改訂や社会福祉関連法令に関しては、市主催の研修会に参加し、園内研修で職員全員が正しく理解するよう努めている。園運営に関しては、労働関連法令や個人情報保護法等、幅広く認識・理解しておくことが必要となる。どのような法令や指針、ガイドラインが対象となるかも含め、園内研修等で具体例を用いた勉強会等の実施が望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園長自らが適宜、各部屋を回って子どもの様子や職員の関り等を把握し、職員と保育についての話をする機会を大切にしている。子どもの最善の利益を考えながら、環境を通しての保育や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等を意識して保育する姿勢の向上に努めている。職員一人ひとりの「保育自慢」等を伝えあい、職員全員のチーム力アップを目指している。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
業務の実効性を高める取組みとして、職員の休憩時間や職員の欲しい時間帯をボードを利用して「シフト表の見える化」をし、効率的な人員配置ができるようにしている。また、申し送りノートや連絡帳を利用し、お願いしたい業務の依頼を職員間で情報共有することにより事務時間の確保や保育材料の準備時間の確保等、効率的な業務遂行ができるよう職員全体で話し合いを行っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ㊦ ・ c
評価機関のコメント			
正職並びにパート職員を含めた臨時職員の採用は、全て市が管轄しているため園独自での積極的な採用活動は行っていない。定着については、職員全体のチーム力向上の取組みの中で、職員の協力も得ながら資格未取得職員に対して育成している等、福祉人材の確保・定着に努めている。年間の人員計画も事業計画の一部であるため、計画的に市に対して必要な人員確保の要請を継続していくことが望まれる。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ㊦ ・ c
評価機関のコメント			
正職員は市職員と同じ目標シート(人事評価シート)、パート職員や臨時職員に対しては専用の評価シートを用いて、年2回から3回の個人面談を行い、設定目標の進捗確認や評価をする等、総合的な人事管理を行っている。評価シートは、自己評価と園長他の2次、3次評価まで行っているが、評価基準が抽象的な表現となっているため、具体的で分かりやすい評価基準とするような工夫が期待される。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員とコミュニケーションをとり、勤務条件の希望や家庭の事情等を把握し、クラス配置や勤務ローテーション、シフト等に反映して働きやすい職場づくりに努めている。園内では園長が相談窓口、園外では市の担当部署が相談受付・対応を行っている。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市で策定されている「期待する職員像」に加え、園独自で「笑顔で楽しく保育し、学び合いチームワークよく行動できる職員」の育成を目指し、お互いに保育を高め合える体制を作り、職員全体でチーム力向上に努めている。個別では、臨時職員やパート職員を含め、職員全員と人事評価シートや目標設定シート等を用いて年間の活動目標を設定し、活動へのアドバイスや進捗・目標達成度合いを個別面談により確認・評価している。			
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の保育課と園長会の研修担当等で計画した研修や、園内の自主研修委員が中心となって計画した園内研修を実施している。さらに、職員が希望する外部研修等には積極的に参加することを勧めている。研修参加後は職員会議等で研修報告をするともに報告書を作成し、研修で習得した知識や技術を日常保育に活用するための活動目標を設定し、期間を置いて評価・検証も行われている。			
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
市の研修や市から情報提供のあった研修には、対象者を選定して参加している。それ以外に案内のあった外部研修は、文書を回覧して情報提供するとともに、個別に参加を促す等積極的に参加するように努めている。職員の研修実績については、園内の実施記録はあるが他園での研修参加実績は前職場に確認している。職員一人ひとりのキャリアプランを策定するためにも、他園との研修実績情報等を共有していくことが望まれる。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の「受け入れ担当マニュアル」に従って実習生の受け入れを行っている。指導保育士に対しては、事前に職員会議等で実習生受け入れに関する実施内容や注意事項等の確認を行い、実習終了後には「実習生担当報告書」を作成して市に報告している。さらに実習を通して、自身の保育の見直しを行い、課題を見つけようとしている。研修報告書と同様、見つけた課題に対しての活動事項を記録して評価する等、実習生受け入れを職員研修としても活用している。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
ホームページやパンフレットを利用し、園の各種情報を発信している。園や市に寄せられた苦情は、適切な対応を行って園内掲示版への掲示や園便り等を利用して公表している。保護者だけを意識した現状の公表システムから、自治体や地域住民等、園に関連する利害関係者を認識し、園の存在意義を含めて幅広く情報発信していく工夫が望まれる。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
市の基準によって、新規取引時の取引先評価や取引金額による稟議書作成、相見積り等の取得等を行っている。取引の決済権限は園ではなく、市の担当課長が有し、取引先評価や稟議書、相見積り等で適正な取引が行われている。園における事務や経理に関する責任並びに権限も、「職務分担表」に明記していくことが望まれる。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
畑の耕作やお茶のお稽古、盆踊り等、地域住民の協力を得ながら世代を超えた交流が行われている。地域の人を園に招くだけでなく、園児が地域の保育フェスティバルに参加したり、公園清掃・老人施設訪問など子どもが地域に目を向ける取り組みも始まっている。今回、地域交流行事を広報していなかった保護者にも案内したところ、新たに参加希望があった。			
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「受け入れに関するマニュアル」に沿って、中学生の実習の受け入れを行っている。昨年は、中学校の福祉体験や職場体験等、中学校との連携を深め学校教育への貢献も図られている。ボランティアの種類も、学校教育の関係だけではなく、地域住民の協力による畑の耕作やお茶のお稽古等に及んでいる。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育所として必要な社会資源を明確にしており、一覧表形式の「早見表」がある。支援の必要な子どもや保護者、虐待の恐れのあるケース等に対しては、保健センターや市の実務者会議等に図って適切に対応している。幼保小連携協議会での情報交換や異業種体験等を通して、就学前の子どもの情報共有にも努めている。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
ほほえみ広場、園庭開放、赤ちゃんホットステーションとして保育園を利用して未就園児や保護者が気軽に園を利用できるようにしている。また、子育て支援センターや保健センター、一時保育やファミリーサポート制度等の情報提供も併せて行っている。子ども市が主催する保育フェスタに参加し、地域の活性化に努めている。今後は、災害時における保育所の役割や保育所機能の活用について、関係機関と確認していくことが望まれる。			
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
ほほえみ広場や園庭開放等、未就園児交流会に参加する保護者の声を聞き、地域の福祉ニーズの把握に努めている。保護者と子どもを対象として、アレルギー用おやつレシピの相談や提供等も行っている。把握した要望やニーズは、市の保育課と情報共有し、発達支援での連携体制等を整備し、継続的な地域貢献事業・活動を実施していくことが望まれる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの尊重や基本的人権への配慮が出来ているか？年2回人権チェック票によりセルフチェックを行い、自らの保育の振り返りを行っている。また、年度初めに職員全員で保育の手引（江南市作成）の読み合わせをしている。読み合わせをする中での疑問点を、職員同士で話し合って意識の統一を図っている。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉗ ・ c
評価機関のコメント			
子どものプライバシー保護について、文書化されている。職員研修も行われており、研修に参加した職員から全職員に報告が行われている。短時間パートの職員は書面のみとなるので、保育の実践場面での指導を心掛けている。不適切な事案が生じた場合の対応について、マニュアルの作成を検討している。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子育て支援センターの職員によって、月2回開催される「ほほえみ広場」や毎週水曜日に開催される園庭解放にて、来園者に園のパンフレットを渡している。また、市のホームページの中にある当園のホームページを毎月更新し、最新の情報を発信をしている。園のパンフレットにQRコードを記載して、早く園のホームページを閲覧できるように工夫している。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉗ ・ 0
評価機関のコメント			
入園説明会・入園式では、園長が「入園のしおり」に沿って、保育内容や園のルールを説明している。ただ、保育の開始にあたり、保護者から同意書を得ていないので、検討されたい。また、支援の必要な家庭について、細やかな配慮はしているがルール化されていない。併せて検討されたい。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉗ ・ c
評価機関のコメント			
転園児については、転園先へ個別の書類を提出している。年長児については、教育委員会のコーディネーターによる園訪問を通じて、小学校への移行をスムーズにできるように配慮している。今後は、卒園児がいつでも相談できる機関として、保育園の機能を考え文書化することを検討中である。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉗ ・ c
評価機関のコメント			
園の行事の後や保育参観（年4回）後にアンケートをとっている。昨年度の意見から、運動会の見学方法や門の修繕等を実施している。今後は、行事以外でも保護者の意見を聴きとる方法やその分析方法等を検討されたい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決のマニュアルが整備されている。また、「入園のしおり」には、園とは別に相談できる機関が明記されている。昨年度の苦情は1件のみであるが、苦情があった場合の公表方法についても検討されたい。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
“おはよう台”に毎朝園長か園長代理が立ち、保護者や子どもとのコミュニケーションを図っている。園長や園長代理の方から直接声をかけることで、保護者は意見や要望を出しやすい雰囲気になっている。今後は、相談箱や相談シート等を用意し、保護者の意見を多面的な方法で聴いていくことを検討されたい。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
個人懇談会での保護者からの要望は個人記録に記載し、引継ぎ文書としている。また、保護者からの日頃の連絡については、タレにて職員に周知を図っている。全員に周知が行き渡っていることを確認できるよう、職員に捺印することを義務付けている。日常的な連絡にとどまらず、今後は保護者の意見を積極的に聴き、組織的に対応する仕組みづくりを検討されたい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
専門業者による定期的な遊具点検を行っているとともに、職員の個人目標であるヒヤリハットを全体の職員で共有して安全に対する意識を高めている。タレにて全職員に知らせるように記録をとり、短時間職員へも周知できるようにしている。また、他園で起きた事故については、園長会にて共有し改善できるところは、すぐに改善するようにしている。事故の要因についても、自園だけでなく他園の意見を参考にする機会も今後検討されたい。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
昨年度の園内研究にて、子どもの“けいれん”等、緊急時に速やかに対応する体制づくりを行なった。発見した職員が指示を出し、各々に何の担当かが分かるように名札をかけることにより、スムーズに対応できるようになった。今年度も、昨年度の体制で訓練を行い、実際の場での対応に活かせるようにしている。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
ハザードマップで確認すると、標高は高く水害の発生は低いと考えられているが、水害の対応訓練は年2回行われている。地域交流を積極的に行い、年に1度実際に避難訓練を一緒に行っている。BCP(災害時事業継続計画)を作成し、災害が起きた時に保育園の機能をいかにして早期に回復するかマニュアル化を検討されたい。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント				
「保育の手引(1～34)」に、保育者倫理や保育内容について記載されている。実践場面で標準的な実施方法が確立され、機能しているか否かをチェックする方法を構築されることを期待したい。また、その文書化によって画一的な保育になることがないよう、子どもの個別化への対応も考慮されたい。				

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「保育の手引」の中で、1～34項目別に詳細なマニュアルが作成されている。それらのマニュアルについて、定期的に、かつ必要に応じて見直し・改定を実施し、保育の実践場面で、職員の誰が保育しても子どもたちが同じサービスを受けることができるような仕組みを構築されることを望みたい。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「保育の手引」を参照し、年齢別に指導計画を立案している。決められた様式にてアセスメントを行っているが、具体的に個別の計画に反映されていない。今後は、アセスメントの結果が個人の指導計画に反映されて策定されているか否かを確認していくことを期待したい。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保育所保育指針」の改定に伴い、様式が一部変更になったことを受けて職員間での話し合いを行っている。エピソードを記録に残し、子どもの良いとこさがしを職員間で共有し、指導計画の作成に取入れている。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
1・2歳児は個別指導計画が立案されているが、3歳以上児はクラス単位の指導計画の策定に留まっている。様々な特徴を持った子どもの個性を伸ばすためにも、あるいは標準的な実施方法では捉えきれない子どもの成長の早さに対応するためにも、個別の指導計画を立案することによってそれらを補完されたい。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
個人情報に関する記録や子どもの固有の記録等は、施錠できる書庫に保管されている。警備会社へ依頼はしていないが、年に一度警察の指導を受け、職員の危機管理意識を醸成している。職員間では気づきにくい部分も、他者の目を入れることによって明確になっている。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-1(1) 保育課程の編成		
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46 ① a b c
評価機関のコメント		
理念、方針、保育目標を基にした「全体的な計画」が策定されている。昨年度より、「地域の方に保育園を理解してほしい」という思いを込めて、理念をフェンスに掲示している。また、保育目標を達成する(実現させる)ために職員がどのように行動したらよいのか、アンガーマネジメント研修を取り入れている。この研修は、性格や保育経験、価値観等に違いがある職員が、共通理解を持って保育をするためにも大いに役立っている。		
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育		
A② A-1-1(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47 ① a b c
評価機関のコメント		
園全体に空調設備が完備され、快適な温度が保たれている。事務室には、園全体の温度や湿度が即座に分かるように大きな文字で表示されている。トイレは、各保育室の北側に完備されている。また、保育室前が廊下になっており、展示や季節に応じた活用によって、子どもたちが過ごしやすい場となっている。		
A③ A-1-1(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48 a ② b c
評価機関のコメント		
一人ひとりの子どもを受容するために、園内でエピソード記録をとったり、行動指針をグループごとに話し合い、全体の会議の中で確認しあっている。短時間勤務の職員は話し合いに参加できないため、子どもへの言葉かけが不適切な場合があるので、その都度指導している。今後は、様々な勤務体制の職員の意識の違いを矯正し、共通意識をもって保育できる体制を構築されることを期待する。		
A④ A-1-1(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49 ① a b c
評価機関のコメント		
子どもたちの食事中の姿勢を適切に保つために、それぞれの体格に合わせて必要な子どもには足元に台を置く等の工夫をしている。保育者側が工夫することで、毎日の生活習慣が正しく身につくようにしている。フッ素洗口を園で行い、さらに歯ブラシの消毒等も園で行い、歯磨きの大切さを保護者にも伝えて啓蒙している。		
A⑤ A-1-1(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50 ① a b c
評価機関のコメント		
子どもの主体的な活動の場面を、様々な遊びの中に見い出している。夏祭りごっこでは、子どもと話し合いを進める中で、年齢の小さい子どもたちを招待しようということにつながった。ダンゴムシに興味のある子どもたちには、どのような場所にダンゴムシの家を作ると良いか、子どもたちに考えさせたうえで保育を展開している。郵便ごっこで近くの郵便局に出掛け、社会的ルールを身につける機会としている。園内の畑で野菜作りをして自然に触れる機会をもっている。		
養護と教育		
A⑥ A-1-1(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51 a b c
評価機関のコメント		
非該当		
A⑦ A-1-1(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52 a b ② c
評価機関のコメント		
1歳児と2歳児の合同保育でクラス編成がされている。活動によっては、1歳児と2歳児が分かれることもある。今年度は、子どもがより絵本を自由に選択できるように、絵本ラックを準備した。絵本を通して言語の発達だけでなく、職員と応答的な関わりをもつようにしている。今後は、「保育所保育指針」の改定を受け、乳児期の温かく丁寧な保育や受容的で応答的な保育を展開するための具体的な方法を文書化することを検討されたい。		

	A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
園内研究や保育目標でもある、「一人ひとりに丁寧な言葉かけをする」ということを大切に保育している。市全体で公開保育を行い、学び合いの場を持っている。保育を客観的に観ることで自らの保育の振り返りとなり、園全体での学びの場としている。お祭りごっこを通して、子どもたちは意見を出し合い、他者(小さな子どもたち)をも巻き込んだ遊びが展開できるように成長している。				
障害のある子どもの保育				
	A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ㉗ ・ c
評価機関のコメント				
療育支援センターや発達障害に関する巡回指導等の専門機関からうけたアドバイスを参考にして、子どもの個別指導計画を立案し、保護者とも定期的に話し合いを持っている。また、職員間で情報を共有して子どもの成長につなげるようにしている。今後は、子どもの障害を受容できていない保護者に対して、受容に至るまでの支援や配慮等をまとめたマニュアル作りや、小学校へのスムーズな移行のための文書(資料や記録)の整備等を含めて検討されたい。				
長時間にわたる時間				
	A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	㉘ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
在園児の約3割ほどの子どもが早・延長保育を利用している。1・2歳児は1階の1室で、3歳以上児も1階の1室にて過ごしている。延長保育については、デイリープログラムの中に記載されている。延長保育士への連絡は連絡ノートを使用して引継ぎを行い、サインをして確認を行っている。				
小学校との連携				
	A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	㉙ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
小学校の教師を招き、年長児の保育公開を7年続けている。実際に子どもの遊びや生活を見てもらうことで、子どもの発達の状況を確認して、子ども理解につなげてほしいという意図をもって行っている。子どもの様子を実際に見てもらうことで、小学校の教師との意見交換も的を射たものとなり、スムーズな移行につなげている。また、細やかな連絡会をもつことで、子どもに負担のない小学校への移行を行っている。				
A-1-(3) 健康管理				
	A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㉚ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
保健計画に沿って、子どもの健康管理を行っており、感染症が発生した際は張り紙で保護者に周知している。また、職員会議等で感染症の勉強会を行い、職員の知識と意識を高めている。乳児の午睡時は、子ども個々の睡眠の様子を見守って睡眠チェック票に記録している。				
	A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	㉛ ・ b ・ c
評価機関のコメント				
健康診断・歯科健診結果は定められた様式に記入し、保護者へも健診結果を知らせ、必要があれば医療機関への受診を進めている。特に歯科に関しては、治療が完了するまで保護者に確認している。また、歯科健診結果を集計し、保健センターに報告している。子どもの健診結果については、職員間で共有して保育に活かしている。				
	A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a ・ ㉜ ・ c
評価機関のコメント				
「アレルギー対応マニュアル」に沿って、事故のないようアレルギー児の対応を行っている。調理員も、アレルギー児対応の職員が担当して調理している。献立によって、代替え食・除去食で対応している。昨年度、アレルギー児対応で間違いが発生したので、職員会議で話し合って対応策を考えた。今後は、問題が生じた場合は、マニュアルの検証を行うことが必要である。				

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ^⑮ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
給食時に調理員による館内放送があり、当日のメニューの説明を行っていた。また、味見係(検食担当)が感想を述べ、食事への興味を高めている。その日に使う食材に触れること、例えばトウモロコシの皮むきをする等、食への関心が深まるように工夫している。また、おやつ選挙をしておやつを決める等、子どもたちの楽しみを膨らませる工夫をしている。			
A ^⑯ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
調理室の衛生管理や食材のチェック等、子どもたちが安心して食べることが出来るように、マニュアルが整備されて活用されている。子どもたちが季節感を味わえるように、保育園敷地内の畑で収穫した野菜を、給食の食材に取り入れている。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ^⑰ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者と連絡ノートを使って、日々の連絡を行っている。保護者からの連絡事項の中で、必要があればコピーをして個人記録票に添付している。また、個別懇談会での内容も必要に応じて記載し、次年度へとつなげている。降園時には、ホワイトボードに一日の活動が記載してあり、保護者へ情報提供している。また、ケガやトラブル等については、個人的に丁寧に説明している。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ^⑱ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ③ ・ c
評価機関のコメント			
日々の挨拶や声かけによるコミュニケーションづくりを心掛けている。おはよう台にて、園長や園長代理が積極的に保護者へ話しかけている。保護者からの相談については、即答せずに園長又は園長代理に報告するようにルール化されている。今後は、日々のコミュニケーションで得た情報等を記録に残されたい。また、保護者の相談を聴き取る際にカウンセリングの技術を用いる等、園内で学ぶ機会を検討されたい。			
A ^⑲ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ③ ・ c
評価機関のコメント			
「虐待対応マニュアル」が整備され、該当児については毎月市役所に決められた様式で報告することになっている。また、未然に防ぐために子どもの様子を丁寧に観察し、気づいたことを夕礼にて報告し、職員間で共有している。今後は、職員の虐待対応への知識は勿論、早期発見のポイントや保護者への対応方法等を、研修等で繰り返し学ぶ機会を持つことを期待したい。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ^⑳ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ③ ・ c
評価機関のコメント			
年度末に、職員は「自己チェック票」にて自らの保育の振り返りを行っている。その自己チェックの中からキーワードとなる事柄を抽出し、職員全員で話し合っている。残念なのは、十分な話し合いの時間が持てないことが課題である。しかし、個人の振り返りを集計・分析し、園全体の課題として改善しようとしていることは評価に値する。			